

「いじめ」防止基本方針

立正大学淞南高等学校

「いじめ」防止基本方針

この方針は、法が示す基本理念にのっとり、生徒一人一人が充実した学校生活を送れるように、いじめの未然防止、いじめの早期発見に取り組むとともに、日常の指導体制といじめを認知した場合に適切かつ迅速に解決するために定める。

また、学校全体はいじめを未然防止するために徳育教育に取り組み、生徒一人一人の“相手を思いやる心”と“いじめをゆるさないという正義にこころ”を養うよう努力する。

1. 「いじめ」に対する基本的な考え方

(1) 法での定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるものをいう。

(2) 判断

(1) を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に該当するかどうかは、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。

(3) 「いじめ」の様態

さまざまなものが考えられるが、具体的には以下のような事例が継続的に行われている場合が考えられる。

悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視・陰口・避ける・ぶつかる・小突く・命令・脅し・性的辱め・部活動中のいじめ・インターネット上での誹謗中傷・噂流し・授業中のからかい・仲間はずれ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走り等。中でもネットによるいじめが近年増加しており、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり犯罪行為である。

これらの行為は、いじめられる生徒” “いじめる生徒” だけではなく、周囲の生徒（“観衆” “傍観者” など）がいる場合もある。

2. いじめの未然防止

(1) 「いじめ」の防止

「いじめ」は、どの生徒にも、どの学校においても起こり得るということを認識し、「いじめ」の未然防止は、学校・教職員の重要課題であることの共通認識をもって日々の指導にあたる。

「いじめ」を未然に防止するためには「いじめ」を生まない環境をつくることが重要で、全職員が一

体となり教育活動全体を通じて全ての生徒に継続的な指導を行い、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくように努力する。

(2) 「いじめ」の早期発見

いじめの問題は早期発見が重要であるため、教職員は日々の生徒の言動に留意するとともに信頼関係の構築に努め、何らかのサインを見逃すことなく対応するように努力する。ささいな兆候であってもいじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、教員間で情報を共有する。また、定期的に学級担任による面談と学期に1回のアンケートを実施する。相談窓口は担任や養護教諭など生徒の話やすい教職員とする。

(3) 「いじめ」の防止の指導体制・組織

生活指導部が中心となり、すべての教職員の「いじめ」の問題等に関する共通認識を図るため、研修を行う。またアンケート結果や担任面談により、兆候が見られた時は早急に学年主任、生徒指導部長など関係各位と連携を図り事態の収拾にむけ対応する。

発見・通報を受けた場合には、対応した教職員は速やかにいじめ対策委員会に報告する。

3. いじめへの対応

(1) 「いじめ」の発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は、速やかにいじめ対策委員会に報告する。いじめ対策委員会は報告を受け被害生徒及び加害生徒に対する対応について協議し、「いじめ」を受けた生徒や「いじめ」を知らせた生徒から事情を確認する。被害生徒及び保護者の意向を確認しながら、加害生徒や周囲の生徒からの事情聴取を行い事実関係の把握に努める。いじめが認められた場合、被害生徒やそれを通報してきた生徒の安全が脅かされるような状況であれば、生徒の安全を確保するために、加害生徒を自宅待機にする場合もある。またいじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者へ連絡する。

「いじめ」がいじめ対策委員会で犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは所轄警察署と相談して対応する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 生徒への対応

①いじめを受けた生徒への対応

いじめられている生徒に対しては、まず安全を確保することを最優先におこなう。状況を確認し心配や不安を取り除くとともに、継続的に支援するように努めながら事情の確認を行う。事情の確認は被害生徒が安心して話をするのできる教員が行い、当該生徒に継続的に寄り添い支える継続的な支援体制（状況に応じて心理や福祉の専門家の協力を含む）を構築する。

②いじめを行った生徒への対応

被害生徒及び保護者の意向を確認のうえ、被害生徒へ最大限の配慮をしつつ「いじめ」をした生徒に

対して事情の確認を行う。必要に応じ関係の生徒からも事情を確認する。「いじめ」が確認された場合、被害生徒の安全を最優先に考え、直ちに複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。状況に応じて、加害生徒には自宅待機などの措置をとり、その保護者に対しても迅速に連絡する。

加害生徒に対する指導は停学などの懲戒処分のほか、状況によっては警察との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。

加害生徒への指導はいじめを行った生徒が抱えている問題や内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようになる指導を根気強く行い、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行いながら、今後絶対に「いじめ」をやめさせるような指導に努める。

③関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、状況によっては事情を確認する必要がある。またいじめを止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめは絶対に許されない行為であり、やめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

(3) 保護者への対応

①いじめを受けた生徒の保護者に対して

保護者に対しては調査により明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、他の生徒のプライバシー保護にも配慮しつつ、適時・適切な方法で説明を行う。できるだけ速やかに事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報の提供を行う。相談されたケースでは、学校は速やかに事情を確認し、出来るだけ情報を提供するように努める。

また質問紙等の実施により得られたアンケートについては、「いじめ」を受けた生徒又はその保護者に提供する場合もある。

②いじめを行った生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに連絡し状況を説明する。またその後の措置（自宅待機や懲戒処分）などの見通しや、今後の対応などについて適時連絡をとりつつ、事実に対する理解や納得を得た上で二度といじめをしないよう家庭と協力しながら指導に当たる。

(4) 関係機関との連携

「いじめ」は学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、必要に応じて以下のような関係機関との連携も図る。

①県との連携

関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法に関して連携をとる。また、各関係機関との調整をしてもらう。

②警察との連携

心身や財産に重大な被害が疑われる場合や犯罪等の違法行為がある場合にためらうことなく所管警察署と連携をとる。

③福祉関係との連携

関係生徒が複雑な家庭環境の場合、家庭での養育に関する助言、指導をしてもらう。また、家庭での生徒の生活環境の状況把握をしてもらう。

④医療機関との連携

精神保健に関する相談を行う。また、精神症状についての治療、指導、助言をしてもらう。

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 など

生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態時の報告

いじめ対策委員会が重大事態と判断した場合、県（私学・県立大学室）に報告するとともに、県（私学・県立大学室）や関係機関の指導に従いながら進めていく。

5. 事実関係の調査

(1) 調査方法

「いじめ」の行為が、いつ、誰から、どこで、どのようなことがあったか、人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り調査を行う。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は相互の緊密な連携に努めるとともに、第三者に調査を委ねる場合もある。また生徒から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

6. 日常の指導体制

管理職

- ・ 徳育教育の推進
- ・ いじめ対策委員会の招集

いじめ対策委員会

内部構成員 校長・教頭・生活指導部長・学年主任・学級担任・部活顧問・寮舎監・養護教諭など

外部委嘱 弁護士、警察経験者、元教育関係者などに依頼

- ・ いじめの未然防止（校内研修の企画）
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・ 調査結果に基づく指導案の検討
- ・ 要配慮生徒への支援方針の検討
- ・ 外部機関との連携

未然防止 生活指導部・人権同和教育推進委員会が中心

- ・ 生徒講演会・研修会の実施
- ・ ホームルーム活動・部活動の充実
- ・ 定期的に面談を実施
- ・ 徳育教育の充実
- ・ アンケート調査の実施（学期一回）

早期発見 ○情報の収集

- ・ 教員の観察、養護教員からの情報
- ・ 相談、訴え
- ・ アンケートの実施
- ・ 面談の実施
- ・ 相談体制の確立

○情報の共有

- ・ 報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 職員間での情報共有（職員会議）
- ・ 要配慮生徒の実態把握
- ・ 進級時の引き継ぎ

いじめ認知



いじめ対策委員会



いじめ対策委員会

報告・生徒の安全確保

1. いじめ重大事態の決定

①いじめ事案の内容を確認しいじめ重大事態の判断をする。

↓ 重大事態と判断された場合

2. 解決に向けての方針、方法等の決定

①事実関係の調査（客観的な事実関係の把握）

当該いじめに係る情報共有

被害生徒の安全の確保・事情の確認と継続的な支援。調査に関する意向の確認。

加害生徒から事情確認。状況により速やかに自宅待機を命じるなど。

正確な情報が得られない場合周囲からの聞き取り実施などを検討。

②関係機関との連携

重大事態→県（総務課）への報告 犯罪行為と認められる場合→警察

福祉関係、医療関係等

被害生徒保護者・加害生徒保護者への適切な情報提供

③加害生徒への指導方針、及び再発防止策の決定

いじめ対策委員会において指導案及び再発防止策の検討・決定

職員会議において加害生徒の指導方針の決定、再発防止策の周知徹底

加害保護者へ指導方針の伝達→事実関係の説明と情報の適切な提供。

被害生徒の保護者への状況説明

3. いじめの解消の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上のものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、